

県土整備局公共工事グリーン調達基準

県土整備局公共工事グリーン調達基準

1～5 略

1～5 略

附 則

附 則

略

略

この基準は、令和3年4月1日から適用する。

(追加)

別表第1 略

別表第1 略

別表第2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第2項第1号関係）

別表第2 特定調達品目（資材）の判断の基準（第2項第1号関係）

盛土材等～照明機器 略

盛土材等～照明機器 略

変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。
-----	-----	--

変圧器	変圧器	○エネルギー消費効率が表に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。
-----	-----	--

略

略

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

表 変圧器に係る基準エネルギー消費効率の算定式

変圧器の種類	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単 相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三 相	50Hz	500kVA 以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三 相	50Hz	500kVA 以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=22.3S^{0.674}$

変圧器の種類	相数	区 分		基準エネルギー消費効率の算定式
		定格周波数	定格容量	
油入変圧器	単 相	50Hz		$E=11.2S^{0.732}$
		60Hz		$E=11.1S^{0.725}$
	三 相	50Hz	500kVA 以下	$E=16.6S^{0.696}$
			500kVA 超	$E=11.1S^{0.809}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=17.3S^{0.678}$
			500kVA 超	$E=11.7S^{0.790}$
モールド変圧器	単 相	50Hz		$E=16.9S^{0.674}$
		60Hz		$E=15.2S^{0.691}$
	三 相	50Hz	500kVA 以下	$E=23.9S^{0.659}$
			500kVA 超	$E=22.7S^{0.718}$
		60Hz	500kVA 以下	$E=22.3S^{0.674}$

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあつては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率については、JIS C 4304「7.4 エネルギー消費効率」及びJIS C 4306「7.4 エネルギー消費効率」による。

- 備考) 1 「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
 2 「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。
 3 E及びSは、次の数値を表すものとする。
 E：基準エネルギー消費効率（単位：W）
 S：定格容量（単位：kVA）
 4 表の規定は、JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10（モールド変圧器にあつては1.05）を乗じた式として取り扱うものとする。
 5 エネルギー消費効率の算定式については、「変圧器のエネルギー消費性能の向上に関する消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成24年経済産業省告示第71号）の「3 エネルギー消費効率の測定方法」による。

空調用機器～コンクリート用型枠 略

空調用機器～コンクリート用型枠 略

別表第3～7 略

別表第3～7 略

新旧対照表

新

旧

別表第8 認定対象品目の評価基準（第3項第1号関係）

品目名：再生加熱アスファルト混合物

① 評価対象資材

略

表1-4 再生加熱アスファルト混合物の再生資源の種類及び品質・性能

再生資源	再生資源の種類及び品質・性能			
アスファルトコンクリート再生骨材	旧アスファルト含有量(%)	旧アスファルトの性状		骨材の微粒分量(%)
		旧アスファルトの針入度1/10mm	圧裂係数MPa/mm	
	3.8以上	20以上	1.70以下	5以下
<p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～30mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～30mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 また、13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥試料質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103：微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。。</p>				
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合していること			
一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ	JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ）に適合していること			

略

品目名：再生骨材等 略

別表第8 認定対象品目の評価基準（第3項第1号関係）

品目名：再生加熱アスファルト混合物

① 評価対象資材

略

表1-4 再生加熱アスファルト混合物の再生資源の種類及び品質・性能

再生資源	再生資源の種類及び品質・性能			
アスファルトコンクリート再生骨材	旧アスファルト含有量(%)	旧アスファルトの性状		骨材の微粒分量(%)
		旧アスファルトの針入度1/10mm	圧裂係数MPa/mm	
	3.8以上	20以上	1.70以下	5以下
<p>[注1] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれるアスファルトを旧アスファルト、新たに用いる舗装用石油アスファルトを新アスファルトと称する。</p> <p>[注2] アスファルトコンクリート再生骨材は、通常20～30mm、13～5mm、5～0mmの3種類の粒度や20～30mm、13～0mmの2種類の粒度にふるい分けられるが、本表に示される規格は、13～0mmの粒度区分のものに適用する。</p> <p>[注3] アスファルトコンクリート再生骨材の13mm以下が2種類にふるい分けられている場合には、再生骨材の製造時における各粒度区分の比率に応じて合成した試料で試験するか、別々に試験して合成比率に応じて計算により13～0mm相当分を求めてもよい。 また、13～5mm、5～0mm以外でふるい分けられている場合には、ふるい分け前の全試料から13～0mmをふるい取ってこれを対象に試験を行う。</p> <p>[注4] アスファルトコンクリート再生骨材中に含まれる旧アスファルト含有量及び75μmを通過する量は、アスファルトコンクリート再生骨材の乾燥試料質量に対する百分率で表す。</p> <p>[注5] 骨材の微粒分量試験は「JIS A 1103：2003の微粒分量試験方法」により求める。</p> <p>[注6] アスファルト混合物層の切削材は、その品質が本表に適合するものであれば再生加熱アスファルト混合物に利用できる。ただし切削材は粒度がばらつきやすいので他のアスファルトコンクリート発生材を調整して使用することが望ましい。</p> <p>[注7] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。。</p>				
道路用鉄鋼スラグ	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）に適合していること			
一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ	JIS A 5032（一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を熔融固化した道路用熔融スラグ）に適合していること			

略

品目名：再生骨材等 略

新旧対照表

新

旧

品目名：再生コンクリート二次製品

略

③再生資源の含有率

略

- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」のいずれかを組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

略

品目名：再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）～ 品目名：再生流動性埋戻材 略

品目名：再生生コンクリート

略

③再生資源の含有率

略

- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」のいずれかを組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

略

品目名：再生コンクリート二次製品

略

③再生資源の含有率

略

- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」を組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

略

品目名：再生舗装用ブロック（平板、インターロッキングブロック）～ 品目名：再生流動性埋戻材 略

品目名：再生生コンクリート

略

③再生資源の含有率

略

- c. 評価対象資材に定める再生資源の「骨材」、「混和材」及び「セメント」を組合わせて用いる場合は、製品に対する質量比で10%以上含有していること。

略